

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 指定地域密着型サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 2
- 指定地域密着型サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 3
- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 4

### ◇ 公 告

- 農用地利用集積計画【産業経済局農林水産部農林課】 8
- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【建設局道路部道路維持課】 9

### ◇ 病 院 局

- 一般競争入札による市有財産の売払い【病院局八幡病院事務局管理課】 13

北九州市告示第59号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の1第1号の規定により次のとおり告示する。

平成31年2月21日

北九州市長 北 橋 健 治

地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
40905 00531	デイサービス げんきさんⅡ	北九州市小倉南 区沼緑町四丁目 21番1号	有限会社時輪	平成31 年2月1 日
40904 00583	デイサービス 貴船ザテラス	北九州市小倉北 区白銀二丁目1 番19号	合同会社ぼく ら	平成31 年2月1 日

北九州市告示第60号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により次のとおり告示する。

平成31年2月21日

北九州市長 北 橋 健 治

地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40728 00495	デイサービス センターわが 家	福岡県中間市桜 台一丁目19番 5号	有限会社シン パサイズ	平成30 年9月2 4日
40707 02982	デイサービス センター白馬	北九州市八幡西 区竹末二丁目2 番21号	株式会社白馬	平成31 年1月3 1日
40707 04327	デイサービス 白馬なるみず	北九州市八幡西 区東鳴水一丁目 8番12号	株式会社白馬	平成31 年1月3 1日
40707 06082	デイサービス ワイズ引野	北九州市八幡西 区割子川二丁目 20番16号	ビーワイズ株 式会社	平成31 年2月1 日

北九州市告示第 6 1 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所  
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間  
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで  
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで  
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び平成 3 1 年 5 月 1 日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 5 8 2 - 2 2 7 4）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	1 台	平成 3 1 年 1 月 2 4 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番
	1 台	平成 3 1 年 1 月 3 1 日	西海岸自転車保管所
J R 小倉駅周辺地区自転	2 2 台	平成 3 1 年	北九州市小倉北区青

車放置禁止区域		1月8日	葉二丁目1番 青葉自転車保管所
	3台	平成31年 1月15日	
	3台	平成31年 1月23日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	15台	平成31年 1月18日	
小倉北区自転車放置禁止区域外	5台	平成31年 1月4日	北九州市小倉南区下 城野一丁目1番 下城野自転車保管所
	2台	平成31年 1月7日	
	2台	平成31年 1月8日	
	1台	平成31年 1月11日	
	2台	平成31年 1月16日	
	5台	平成31年 1月18日	
	3台	平成31年 1月21日	
	3台	平成31年 1月28日	
	1台	平成31年 1月30日	
J R 下曾根駅周辺地区自転車放置禁止区域	2台	平成31年 1月4日	北九州市小倉南区八 重洲町16番 八重洲自転車保管所
	2台	平成31年 1月7日	
	1台	平成31年 1月9日	
	1台	平成31年 1月17日	

	1 台	平成 3 1 年 1 月 2 5 日	
	2 台	平成 3 1 年 1 月 2 8 日	
モノレール徳力嵐山口停留所周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	平成 3 1 年 1 月 7 日	
小倉南区自転車放置禁止区域外	1 4 台	平成 3 1 年 1 月 4 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	2 台	平成 3 1 年 1 月 9 日	
	4 台	平成 3 1 年 1 月 1 1 日	
	8 台	平成 3 1 年 1 月 1 5 日	
	2 1 台	平成 3 1 年 1 月 1 7 日	
	9 台	平成 3 1 年 1 月 1 8 日	
	8 台	平成 3 1 年 1 月 2 1 日	
	8 台	平成 3 1 年 1 月 2 2 日	
	1 0 台	平成 3 1 年 1 月 2 5 日	
	1 台	平成 3 1 年 1 月 2 8 日	
若松渡船場周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	平成 3 1 年 1 月 1 6 日	北九州市若松区響南町 8 番
若松区自転車放置禁止区域外	1 台	平成 3 1 年 1 月 2 5 日	小石自転車保管所
	1 台	平成 3 1 年 1 月 3 0 日	

J R 八幡駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	平成 3 1 年 1 月 1 0 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番
八幡東区自転車放置禁止区域外	1 台	平成 3 1 年 1 月 7 日	築地自転車保管所
	3 台	平成 3 1 年 1 月 2 4 日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 4 台	平成 3 1 年 1 月 2 2 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 6 台	平成 3 1 年 1 月 1 1 日	長崎町自転車保管所
J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	8 台	平成 3 1 年 1 月 1 7 日	
八幡西区自転車放置禁止区域外	8 1 台	平成 3 1 年 1 月 1 5 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番
	4 台	平成 3 1 年 1 月 2 2 日	築地自転車保管所
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	6 台	平成 3 1 年 1 月 2 5 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 9 台	平成 3 1 年 1 月 9 日	三六自転車保管所
戸畑区自転車放置禁止区域外	3 台	平成 3 1 年 1 月 1 6 日	

北九州市公告第 99 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 31 年 2 月 21 日

北九州市長 北 橋 健 治

（掲示により別紙省略）

## 北九州市公告第101号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年2月21日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 委託内容

- (1) 業務名 若戸関連交通管理管制補助等業務委託（31-1）
- (2) 業務内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 契約期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 履行場所

ア 管制室 北九州市戸畑区川代一丁目1番1号

イ 若戸大橋 北九州市戸畑区川代一丁目から若松区本町三丁目まで

ウ 新若戸道路 北九州市戸畑区大字中原から若松区北浜一丁目まで

- (5) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

- (3) 平成26年度以降に国（高速道路株式会社法（平成16年法律第9号）第1条に規定する会社を含む。第8号において同じ。）又は地方公共団体（地方道路公社を含む。第8号において同じ。）が発注した交通管理管制の業務を元請けとして受注した実績を有すること。
- (4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する業務について、同法第4条の規定により福岡県公安委員会の認定を受けていること。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により国土交通大臣又は都道府県知事から土木工事業の許可を受けた者であること。
- (6) 平成26年度以降に交通管理管制の業務の経験を1年以上有する者を、現場責任者又は現場責任者代理として1名以上、契約期間中継続して配置できること。
- (7) 北九州市から指名停止処分を受けている期間中でないこと。
- (8) 入札日前1年以内に、国又は地方公共団体が発注した業務に関して不正又は不誠実な行為、社会的信用を損なう行為等により契約の相手方として不相当と判断され、契約解除の措置を受けていないこと。
- (9) 平成31年12月1日から平成32年3月20日まで溶液散布車両1台を継続して配備できること。

### 3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
  - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市建設局道路部道路維持課
  - イ 日時 公告の日から平成31年3月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 入札説明書等の交付方法 前号に示す場所及び期間において無償で交付する。
- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。
- (4) 入札に参加するための要件等
  - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。
  - イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。
- (5) 入札参加申込書を提出する場所及び期間
  - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

## 北九州市建設局道路部道路維持課

### イ 期間

#### (ア) 持参の場合

公告の日から平成31年2月28日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

#### (イ) 郵送の場合

書留郵便で平成31年2月28日午後5時までに必着のこと。

(6) 競争入札参加資格確認結果の通知 平成31年3月5日までに通知する。

### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時 平成31年3月8日午後2時

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市役所地下2階第6入札室

### 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市建設局道路部道路維持課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2274

北九州市病院局公告第4号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市病院局契約規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第14号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成31年2月21日

北九州市病院局長 古川 義彦

1 売払物件及び数量

(1) 売払物件

GEヘルスケア製MRI装置 SIGNA HD 1.5T

(2) 数量

1台

2 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

北九州市病院局八幡病院事務局管理課

(2) 日時

この公告の日（以下「公告日」という。）から平成31年2月27日まで（日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

3 入札の要領及び競争参加の申込書を交付する場所及び日時

(1) 場所

北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

北九州市病院局八幡病院事務局管理課

(2) 日時

公告日から平成31年2月27日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

4 入札の参加申込みを受け付ける場所及び日時

(1) 場所

北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

北九州市病院局八幡病院事務局管理課

(2) 日時

公告日から平成31年2月27日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札日時 平成31年3月4日 午後2時
- (2) 郵送による場合の入札書の提出期限 前項第1号の場所に書留郵便により、平成31年3月1日午前10時までに必着のこと。
- (3) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。
- (4) 入札及び開札の場所  
北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号  
北九州市立八幡病院小会議室1

## 6 入札に参加できる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 次の申立てがなされていないこと。
  - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立て
- (5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項に規定する高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可を受けた者であること。

## 7 入札保証金

- (1) 入札価格の100分の10以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市に帰属する。

## 8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- (3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当

する入札

## 9 入札の中止

特別な事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

## 10 入札等に係る問合せ先

北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号  
北九州市病院局八幡病院事務局管理課  
電話 093-662-6565